



2023年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社SUBARU
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 知 美
(コード番号：7270 東証プライム)
問 合 せ 先 執 行 役 員 I R 部 長 永 江 靖 志
(TEL 03-6447-8825)

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記の通り決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営課題と位置付けており、株主還元については毎期の業績、投資計画、経営環境を勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を基本としつつ、自己株式の取得を機動的に実施していくことを基本方針としています。

この度、上記にもとづき資本効率の向上を目的に400億円(取得上限総額)の自己株式の取得を行うとともに、取得した自己株式の全株消却を行います。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 2,200万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.9%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 400億円を上限とする |
| (4) 取得する期間 | 2023年5月12日(予定)～2023年9月30日(予定) |
| (5) 取得する方法 | 東京証券取引所における市場買付
(自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け) |

3. 消却の内容

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 2,200万株(上記2.により取得した自己株式全数) |
| (3) 消却予定日 | 2023年11月15日 |

(ご参考)

2023年3月31日時点における自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	767,381,808株
自己株式数	1,794,065株

以 上